

愛知県手数料条例（抄）

平成十二年三月二十八日

条例第二十号

改正	平成一二年	七月一八日	条例第五九号	平成一二年	一月二二日	条例第七一号
	平成一三年	三月二七日	条例第三号	平成一三年	三月二七日	条例第一三号
	平成一三年	三月二七日	条例第二一号	平成一三年	三月二七日	条例第二三号
	平成一三年	三月二七日	条例第四〇号	平成一三年	七月一〇日	条例第四七号
	平成一三年	七月一〇日	条例第五〇号	平成一三年	一月一二日	条例第六〇号
	平成一三年	一月二一日	条例第七〇号	平成一四年	三月二六日	条例第四号
	平成一四年	三月二六日	条例第一二号	平成一四年	三月二六日	条例第二〇号
	平成一四年	三月二六日	条例第三三号	平成一四年	七月一二日	条例第五〇号
	平成一五年	三月二五日	条例第八号	平成一五年	三月二五日	条例第一四号
	平成一五年	三月二五日	条例第一七号	平成一五年	三月二五日	条例第二五号
	平成一五年	三月二五日	条例第四九号	平成一五年	七月 八日	条例第六五号
	平成一五年	一月一〇日	条例第七〇号	平成一五年	一月一九日	条例第七八号
	平成一六年	三月二六日	条例第一三号	平成一六年	三月二六日	条例第一七号
	平成一六年	三月二六日	条例第二五号	平成一六年	七月 二日	条例第四九号
	平成一六年	一月二一日	条例第七一号	平成一七年	三月二二日	条例第一六号
	平成一七年	三月二二日	条例第三一号	平成一七年	三月二二日	条例第四二号
	平成一七年	七月 八日	条例第六六号	平成一七年	一月二一日	条例第八五号
	平成一七年	一月二一日	条例第九〇号	平成一七年	一月二〇日	条例第九八号
	平成一七年	一月二〇日	条例第一〇〇号	平成一八年	三月二八日	条例第一八号
	平成一八年	三月二八日	条例第四一号	平成一八年	七月 七日	条例第五一号
	平成一八年	九月二九日	条例第五二号	平成一八年	一月一三日	条例第五六号
	平成一九年	三月二三日	条例第五号	平成一九年	三月二三日	条例第一二号
	平成一九年	一月一六日	条例第五二号	平成二〇年	三月二五日	条例第六号
	平成二〇年	七月 八日	条例第三六号	平成二〇年	一月一四日	条例第四七号
	平成二〇年	一月一九日	条例第五七号	平成二一年	三月二七日	条例第一〇号
	平成二一年	一月一六日	条例第四八号	平成二二年	三月二六日	条例第四号
	平成二二年	一月一五日	条例第三五号	平成二三年	三月二二日	条例第一〇号
	平成二三年	三月二二日	条例第二五号	平成二三年	一月二〇日	条例第六四号
	平成二三年	一月二〇日	条例第六六号	平成二四年	三月二七日	条例第一七号
	平成二四年	一月一六日	条例第六一号	平成二四年	一月二一日	条例第七九号
	平成二五年	三月二九日	条例第二三号	平成二五年	三月二九日	条例第二八号
	平成二五年	七月 五日	条例第四四号	平成二六年	三月二八日	条例第七号
	平成二六年	三月二八日	条例第一一号	平成二六年	三月二八日	条例第二〇号
	平成二六年	一月一四日	条例第六四号	平成二七年	三月二四日	条例第五号
	平成二七年	三月二四日	条例第七号	平成二七年	三月二四日	条例第二〇号
	平成二七年	一月二二日	条例第七三号	平成二八年	三月二九日	条例第一三号
	平成二八年	一月一八日	条例第五一号	平成二八年	一月二二日	条例第六八号

平成二九年 三月二八日条例第二号	平成二九年一〇月一七日条例第三三号
平成三〇年 三月二七日条例第三号	平成三〇年 三月二七日条例第六号
平成三〇年 三月二七日条例第七号	平成三〇年 三月二七日条例第二九号
平成三〇年一〇月一九日条例第五〇号	平成三一年 三月二二日条例第四号
平成三一年 三月二二日条例第七号	平成三一年 三月二二日条例第八号
平成三一年 三月二二日条例第二九号	令和 元年 七月 五日条例第三七号
令和 元年一〇月一八日条例第四六号	令和 元年一二月二四日条例第六〇号
令和 二年 三月二七日条例第四号	令和 二年 三月二七日条例第六号

注1 令和元年一〇月一八日条例第四六号による改正中令和二年六月二一日から施行される部分は、本文には直接改正を加えないで、改正文を登載した。

注2 令和二年三月二七日条例第六号による改正中肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行の日から施行される部分は、本文には直接改正を加えないで、改正文を登載した。

愛知県手数料条例をここに公布する。

愛知県手数料条例

愛知県手数料条例（昭和三十九年愛知県条例第二十七号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百二十七条、旅券法（昭和三十六年法律第二百六十七号）第二十条第二項、道路法（昭和三十七年法律第百八十号）第四十七条の二第三項並びに行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第六項の規定により読み替えて適用する同条第四項（同法第六十六条第一項又は他の法律において準用する場合を含む。）及び行政不服審査法第八十一条第三項の規定により読み替えて準用する同法第七十八条第四項の規定による手数料の額及びその徴収等に関する事項を定めるものとする。

一部改正〔平成二八年条例一三号〕

（手数料の納入義務者）

第二条 手数料は、特定の者のためにする事務について、その利益を受けた者から徴収する。

（以下略）

（手数料の種類及び額）

第三条 手数料の種類及び額は、別表第一から別表第十八までのとおりとする。

2 手数料の額について最高の範囲を定めたものは、知事が受益の程度、事務の難易等を考慮してその額を定めるものとする。

一部改正〔令和二年条例六号〕

（以下略）

別表第十三（第三条、第六条関係）（抜粋）

都市整備局関係

事務の名称	手数料の名称	区分	単位	手数料の額 (単位円)
-------	--------	----	----	----------------

屋外広告業 登録事務	屋外広告業登 録申請手数料		一件につき	一一、〇〇〇
	屋外広告業更 新登録申請手 数料		一件につき	一一、〇〇〇
屋外広告物 講習事務	屋外広告物講 習手数料	広告物に係る法令に関する科目	一人につき	一、八〇〇
		広告物の表示の方法に関する科目	一人につき	一、一〇〇
		広告物の施工に関する科目	一人につき	一、一〇〇

愛知県事務処理特例条例（抄）

平成十一年十二月十七日

条例第五十五号

改正 平成一二年 三月二八日条例第二四号
平成一二年一二月二二日条例第六八号
平成一三年 三月二七日条例第五号
平成一三年一二月二一日条例第六七号
平成一四年 三月二六日条例第一一号
平成一五年 三月二五日条例第九号
平成一五年 七月 八日条例第六〇号
平成一五年一二月一九日条例第七六号
平成一六年 三月二六日条例第一九号
平成一六年一〇月 八日条例第五九号
平成一六年一二月二一日条例第六四号
平成一六年一二月二一日条例第六八号
平成一七年 三月二二日条例第二号
平成一七年 七月 八日条例第四九号
平成一七年 七月 八日条例第五一号
平成一七年一〇月二一日条例第八九号
平成一七年一二月二〇日条例第九七号
平成一七年一二月二〇日条例第九九号
平成一八年 七月 七日条例第四五号
平成一九年 三月二三日条例第三号
平成一九年一〇月一六日条例第五〇号
平成一九年一二月二一日条例第六〇号
平成二〇年一二月一九日条例第五二号
平成二一年一〇月一六日条例第四一号
平成二一年一〇月一六日条例第五〇号
平成二一年一二月一八日条例第六〇号
平成二二年一二月一七日条例第四一号
平成二三年 三月二二日条例第二一号
平成二三年一二月二〇日条例第五七号
平成二四年 三月二七日条例第四一号
平成二四年一二月二一日条例第七五号
平成二五年一〇月一五日条例第五〇号
平成二六年 三月二八日条例第二〇号
平成二六年一〇月一四日条例第六三号
平成二七年 三月二四日条例第五号
平成二七年 三月二四日条例第二〇号
平成二七年 七月一〇日条例第四三号
平成一二年一二月二二日条例第六六号
平成一三年 三月二七日条例第三号
平成一三年一〇月一二日条例第五七号
平成一四年 三月二六日条例第四号
平成一四年一二月二〇日条例第六一号
平成一五年 七月 八日条例第五四号
平成一五年一二月一九日条例第七五号
平成一五年一二月一九日条例第七九号
平成一六年一〇月 八日条例第五一号
平成一六年一二月二一日条例第六三号
平成一六年一二月二一日条例第六五号
平成一六年一二月二一日条例第七七号
平成一七年 七月 八日条例第四八号
平成一七年 七月 八日条例第五〇号
平成一七年 七月 八日条例第五三号
平成一七年一〇月二一日条例第九〇号
平成一七年一二月二〇日条例第九八号
平成一八年 三月二八日条例第八号
平成一八年一二月二六日条例第六二号
平成一九年 三月二三日条例第一一号
平成一九年一〇月一六日条例第五一号
平成二〇年一〇月一四日条例第四三号
平成二一年 三月二七日条例第七号
平成二一年一〇月一六日条例第四二号
平成二一年一二月一八日条例第五八号
平成二二年 三月二六日条例第六号
平成二二年一二月一七日条例第四二号
平成二三年一〇月一四日条例第四九号
平成二四年 三月二七日条例第一九号
平成二四年 七月 六日条例第四六号
平成二五年 七月 五日条例第四三号
平成二五年一二月二〇日条例第五二号
平成二六年 三月二八日条例第四〇号
平成二六年一二月二四日条例第六九号
平成二七年 三月二四日条例第九号
平成二七年 七月一〇日条例第四二号
平成二七年一二月二二日条例第五七号

平成二七年一二月二二日条例第七四号	平成二八年 三月二九日条例第一四号
平成二八年 七月 八日条例第四二号	平成二八年一二月二二日条例第六一号
平成二九年 三月二八日条例第四号	平成三〇年 三月二七日条例第六号
平成三〇年 三月二七日条例第一八号	平成三〇年 三月二七日条例第一九号
平成三〇年 三月二七日条例第二一号	平成三〇年 七月 六日条例第三九号
平成三〇年一二月二一日条例第五六号	平成三一年 三月二二日条例第七号
平成三一年 三月二二日条例第二〇号	令和 元年 七月 五日条例第四〇号
令和 元年一〇月一八日条例第四五号	令和 元年一二月二四日条例第五九号

愛知県事務処理特例条例をここに公布する。

愛知県事務処理特例条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項及び第二百九十一条の二第二項の規定に基づき、別表第一から別表第十二までのそれぞれの上欄に掲げる知事の権限に属する事務は、これらの表のそれぞれの下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。

別表第十一（都市整備局関係）（抜粋）

<p>一 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下この項において「法」という。）、愛知県屋外広告物条例（昭和三十九年愛知県条例第五十六号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一） 法第七条第四項の規定により違反に係るはり紙を除却し、又はその命じた者等に除却させること。</p> <p>（二） 条例第五条第一項及び第二項並びに第六条第五項及び第六項の規定により広告物の表示又は掲出物件の設置の許可をすること。</p> <p>（三） 条例第六条第八項の規定により広告物の表示又は掲出物件の設置の通知を受理すること。</p> <p>（四） 条例第九条第一項（同条第四項及び第五項並びに条例第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により広告物の表示若しくは掲出物件の設置の許可等の期間を定め、又は当該許可等に条件を付すこと。</p> <p>（五） 条例第九条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により広告物の表示又は掲出物件の設置の許可を更新すること。</p> <p>（六） 条例第十条第一項の規定により許可に係る広告物又は掲出物件の変更又は改造の許可をすること。</p> <p>（七） 条例第十六条の規定により広告物の表示又は掲出物件の設置の許可を取り消すこと。</p> <p>（八） （一）から（七）までに掲げる事務に伴い、条例第十七条第一項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。</p> <p>（九） 条例第十九条第一項の規定により広告物又は掲出物件の管理者の設置等の届出を受理すること。</p>	<p>各市町村（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く。）</p>
--	------------------------------------

<p>(十) 条例第十九条第二項の規定により広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者の変更の届出を受理すること。</p> <p>(十一) 条例第十九条第三項の規定により広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者の氏名等の変更の届出を受理すること。</p> <p>(十二) 条例第十九条第四項の規定により広告物又は掲出物件を除却した旨の届出を受理すること。</p> <p>(十三) 条例第十九条第五項の規定により広告物又は掲出物件が滅失した旨の届出を受理すること。</p> <p>(十四) (二)から(十三)までに掲げる事務に伴う条例の施行のための規則に基づく事務であって、別に規則で定めるもの</p>	
<p>二 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）、愛知県屋外広告物条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 法第七条第四項の規定により違反に係るはり札等、広告旗又は立看板等を除却し、又はその命じた者等に除却させること。</p> <p>(二) 法第八条第一項の規定により広告物又は掲出物件を保管し、及び同条第二項の規定により公示すること（(一)に掲げる事務に係るものに限る。(三)及び(四)において同じ。）。</p> <p>(三) 法第八条第三項の規定により広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管すること。</p> <p>(四) 法第八条第四項の規定により広告物又は掲出物件を廃棄すること。</p> <p>(五) (一)に掲げる事務に伴い、条例第十七条第一項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。</p>	<p>一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、東浦町、幸田町、設楽町、東栄町及び豊根村</p>
<p>三 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）、愛知県屋外広告物条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 法第七条第二項の規定により(六)の措置を自ら行い、又はその命じた者等に行わせること。</p> <p>(二) 法第七条第三項の規定により(六)の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収すること。</p> <p>(三) 法第八条第一項の規定により広告物又は掲出物件を保管し、及び同条第二項の規定により公示すること（(一)に掲げる事務に係るものに限る。(四)及び(五)において同じ。）。</p> <p>(四) 法第八条第三項の規定により広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管すること。</p>	<p>一宮市、瀬戸市、大府市、尾張旭市、岩倉市、東郷町、設楽町及び東栄町</p>

- (五) 法第八条第四項の規定により広告物又は掲出物件を廃棄すること。
- (六) 条例第十五条第一項の規定により違反に係る表示若しくは設置の停止又は除却等の措置を命ずること。
- (七) 条例第十五条第二項ただし書の規定により除却すべき旨等を公告すること。
- (八) (六)に掲げる事務に伴い、条例第十七条第一項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。